

山梨県公報

号外第三十六号

令和二年

七月十七日

金曜日

目次

- 山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………1
○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1

規則

山梨県規則第四十六号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県規則第十四号(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三号様式(その一)(裏面)、(その二)(裏面)、(その五)(裏面)及び(その五の二)(裏面)、第八号様式(裏面)並びに第三十八号様式(その一)(裏面)及び(その二)(裏面)中「特例基準割合(当該期間の属する各年の前年の)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「」及び「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」及び「特例基準割合に年1%」を「延滞金特例基準割合に年1%」及び「(特例基準割合が)」を「(延滞金特例基準割合が)」に「特例基準割合に年7.3%」を「延滞金特例基準割合に年7.3%」に改める。

第四十五号様式(裏面)中「特例基準割合(当該期間の属する各年の前年の)」を「各年の平均貸付割合(「」及び「の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。(1)及び(2)において同じ。))」を「に規定する平均貸付割合をいう。(1)において同じ。))」を年0.5%の割合を加算した割合」及び「当該特例基準割合(「」及び「当該加算した割合(「」及び「年7.3%の割合(特例基準割合が)」を「年7.3%の割合(延滞金特例基準割合(平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。))」に改める。

(2)において同じ。)が)及び「特例基準割合に年1%」を「延滞金特例基準割合に年1%」及び「年14.6%の割合(特例基準割合)を「年14.6%の割合(延滞金特例基準割合)」及び「特例基準割合に年7.3%」を「延滞金特例基準割合に年7.3%」に改める。

第四十七号様式(裏面)中「特例基準割合(当該期間の属する各年の前年の)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「」及び「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」及び「特例基準割合に年1%」を「延滞金特例基準割合に年1%」及び「(特例基準割合が)」を「(延滞金特例基準割合が)」に「特例基準割合に年7.3%」を「延滞金特例基準割合に年7.3%」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

山梨県規則第四十七号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号の受給資格を有する者について行う収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
第二条に次の二項を加える。

11 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、同項に規定する給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

12 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務は、同項に規定する給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。